

平成 23 年 7 月 29 日

各位

会社名 株式会社ソフトフロント
 代表者名 代表取締役社長 阪口 克彦
 (JASDAQ・コード 2321)
 問合せ先
 役職・氏名 取締役財務・管理統括担当
 佐藤 健太郎
 電話 03-3568-7007

第三者割当により発行される第4回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 7 月 29 日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当により発行される第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 発行期日	平成 23 年 8 月 19 日
(2) 新株予約権の総数	286 個
(3) 発行価額	総額 3,351,920 円 (新株予約権 1 個当たり 11,720 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	5,720 株
(5) 資金調達の額	251,027,920 円 (差引手取概算額 247,427,920 円) (内訳) 新株予約権発行分 3,351,920 円 新株予約権行使分 247,676,000 円
(6) 行使価額	1 株当たり 43,300 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、Oakキャピタル株式会社にて全て割り当てます。
(8) その他	①期限前取得条項 (下記 (注) ②参照) ②当社は、Oakキャピタル株式会社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る総数引受契約を締結する予定です。

(注) 本新株予約権の主な特徴

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、原則として、発行当初から行使価額は 43,300 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはない。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から 5,720 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。従いまして、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。

ただし、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

② 期限前取得条項

本新株予約権には、以下に記載のとおり、一定の条件のもとで、一定の手続を経て、当社が本新株予約権 1 個当たりにつき本新株予約権 1 個当たりの発行価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、また、本新株予約権の行使促進にも繋がり、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

*期限前取得条項

本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき 11,720 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

③ 譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとされております。

2. 募集の目的及び理由

当社は、「当社 SIP (*1) 技術のデファクトスタンダード化」においては一定の成果を上げてまいりましたが、当社が提供する SIP や NGN (*2) を活用するサービス・製品が十分に立ち上がっていなかったことなどから、「ライセンスビジネスの成功」に向けて取り組むため、平成 22 年 5 月 14 日付で新たな「中期経営方針」を策定し、本方針の下、①収益基盤の拡大、②黒字体質への転換を重点課題として、事業を進めております。

当該「中期経営方針」は、次の URL からご覧頂くことができます。

(当社ホームページ)

http://www.softfront.co.jp/company/idea/lib/100514_policy.pdf

(*1) SIP(Session Initiation Protocol): IP 電話、ビデオ会議などのセッションに関するシグナリングを行うプロトコル

(*2) NGN(Next Generation Network): 次世代ネットワーク

一方、当社事業に係る通信関連分野では、NTT グループが進めている NGN での商用サービスに関しては、「ひかり電話」のデータ通信サービス「データコネクト」が開始されるなど、今後もユーザーにとって有用なサービスが拡大することが想定され、当社が提供する SIP 関連技術についても需要が高まると見込んでおります。また、WiMAX や LTE (Long Term Evolution) などの高速な移動通信環境の進展、スマートフォン需要の更なる顕在化などが予想され、SIP 関連技術を適用することが可能な領域が拡大する傾向にあると思われま。

このような市場環境において、当社では収益基盤の拡大に向けて、安定した収益を確保できる分野の創出と拡大に努め、ライセンスビジネスに重点をおいた事業展開を積極的に行うことが当社の企業価値の向上につながると考えております。

これらの目的を達成するため、需要が急速に高まっていて、かつ当社がまだ開発できていないスマートフォン等の新しいプラットフォームを活用した各種ソリューションに対応する新規研究開発のための資金調達を行う必要があるところ、この資金調達にあたり、主に資金調達コストの低減化を中心とする当社の経営戦略上の判断から、銀行借入れは行わず、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による調達手段の中でも、公募増資、株主割当での発行という方法も有りますが、昨今の金融情勢等を考慮すると必要な資金が集まるかは不透明で、実現可能性は低いと考えられることから、これらの方法による資金調達手法の採用は見送りました。

一方、第三者割当による資金調達は割当先が限定され、効率的な資金調達方法であることから、第

三者割当の方法による資金調達を模索することといたしました。新株予約権の発行による資金調達を選択いたしましたのは、その性質上、行使価額が市場株価を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり得、そのような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があるものの、調達資金の返済を必要とせず、また、一度に大量の新株を発行しないため、既存株主価値の希薄化が緩やかに段階的に進む点で優位性があり、その一方で、段階的な資金調達となっても、2年間の研究開発期間において、通信事業者やメーカーの最新の需要動向や要求条件に応じて研究開発の内容や規模を柔軟に変更可能であると判断したことによります。加えて、当社は、Oakキャピタル株式会社から、当社の事業拡大のための資本政策、成長戦略策定及び顧客・事業提携先の紹介等に関するアドバイザリー業務の提供を受けているところ、Oakキャピタル株式会社に対し本新株予約権を付与することにより、同社に当社企業価値向上に関するインセンティブを与え、一層充実したアドバイザリー業務が提供される環境が生まれることも期待しております。

以上のように総合的に検討した結果、本新株予約権の発行による資金調達が最善であると判断いたしました。

かかる判断のもとで、今般、当社の将来の発展を目的とする、研究開発資金を用途とする本新株予約権の発行による総額約2.5億円の資金調達を決定いたしました。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	251,027,920円
内訳(新株予約権の発行による調達額)	3,351,920円
(新株予約権の行使による調達額)	247,676,000円
発行諸費用の概算額	3,600,000円
内訳(新株予約権公正価値算定費用)	1,000,000円
(弁護士報酬)	1,000,000円
(登記費用その他諸費用)	1,600,000円
差引手取概算額	247,427,920円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な用途

本新株予約権による資金調達につきましては、平成23年8月22日から平成25年8月21日までの権利行使期間中に、権利行使に伴う払込み後、一旦、手元資金とし、スマートフォン等の新しいプラットフォームを活用した各種ソリューションに対応するための研究開発資金に充当する予定であります。

なお、本新株予約権については、その性質上、行使価額が市場株価を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり得、そのような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があります。その場合には、その時点の需要の優先度に応じた開発を進めるなどの研究開発計画の見直しを行うとともに、別途資金調達の検討を進めていく所存であります。

また、実際の支出時期より前に資金が確保できた場合、調達された資金は銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

(3) 調達する資金の支出予定時期

想定している用途	想定金額	想定支出予定時期
i スマートフォン対応ソフトウェア開発の研究開発資金	150 百万円	平成 23 年 8 月～平成 25 年 8 月
ii 新規サービスのプラットフォーム対応ソフトウェア開発の研究開発資金	97 百万円	平成 23 年 8 月～平成 25 年 8 月

- (注) 1. それぞれの研究開発の具体的な内容や規模につきましては、通信事業者やメーカーの最新の需要動向や要求条件に応じて定め、また変更していくこととなります。このため、上記においては、当社が過去に実施した同様のソフトウェアの研究開発や製品開発の実績に基づき、必要となる金額を算定しております。また、研究開発の期間（約 2 年間）は、段階的に新規開発を進め、改良していくのに要する期間として設定しております。
2. 現時点において想定している用途の優先順位につきましては、上記 i から ii の順であります。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

当社では、このたび調達する資金を研究開発資金に充当し、研究開発による事業の拡大を行うことが、中長期的な視点からも株主価値の持続的な拡張につながり、かかる資金使途は合理的であると判断しております。その結果、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額等の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるブラックショールズ式及びモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区）が算出した算定価格を踏まえ、割当予定先との協議・交渉の結果、本新株予約権 1 個当たりの発行価額を金 11,720 円といたしました。

なお、本新株予約権の行使価額は、割当予定先との協議・交渉の結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成 23 年 7 月 28 日の大阪証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の終値（36,100 円）に対して、19.9%のプレミアムを加えた 43,300 円といたしました。プレミアムにつきましては、割当予定先から、当社のスマートフォン等の新しいプラットフォームを活用した各種ソフトウェア事業の成長性を高く評価しており、当社の事業拡大のための資本政策、成長戦略策定及び顧客・事業提携先の紹介等に関するアドバイザリー業務の提供により当社の企業価値向上が図られることなどから、プレミアムを付することの提案がありました。これを受け、当社は、当社株式の株価動向、当社の資金需要、既存株主に与える影響その他諸般の事情を考慮した上で、割当予定先と協議・交渉した結果、プレミアム率を 19.9%とすることで割当予定先と合意いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの 1 か月間の終値平均 34,812 円に対する乖離率は 24.4%、当該直前営業日までの 3 か月間の終値平均 35,676 円に対する乖離率は 21.4%、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均 41,945 円に対する乖離率は 3.2%、となっております。

以上のことから、本新株予約権の発行価額及び行使価額については、適正かつ妥当な価額であり、本新株予約権の発行は有利発行には該当しないものと判断いたしました。

この判断に基づいて、当社取締役会では、このたび調達する資金を研究開発資金に充当し、研究開発により事業の拡大を図るという今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役 3 名全員（いずれも社外監査役）から、本新株予約権の発行は、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

当該意見においては、本新株予約権の行使価額の算定方法は、時価を基準に割当先との協議の結

果 19.9%のプレミアムを付していることに加え、本新株予約権の発行価額の算定にあたり第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、本新株予約権の行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の本新株予約権の公正価値に影響を及ぼす可能性のある事象を前提とし、かつ、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているブラックショールズ式及びモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、第三者評価機関による公正価値の評価額は適正かつ妥当な価額と解されるところ、当該評価額を踏まえて決定された発行価額による本新株予約権の発行は有利発行には該当しないと考えている旨が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

O a k キャピタル株式会社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数 5,720 株に係る議決権数は 5,720 個となり、当社の総議決権数 92,002 個（平成 23 年 3 月 31 日現在）に占める割合が 6.2%となることから、本新株予約権が行使された場合には、既存株主の議決権の希薄化につながるることになります。

しかしながら、当社の将来の発展を目的とする、研究開発費等の資金に充当することにより業績向上が図れることなどから、今回の資金調達については、中長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、本新株予約権の発行数量及びこれによる議決権の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断いたしました。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

平成23年7月28日現在

① 名 称	Oakキャピタル株式会社			
② 所 在 地	東京都港区赤坂八丁目10番24号			
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼CEO 竹井 博康			
④ 事 業 内 容	投資事業			
⑤ 資 本 金	3,136百万円(平成23年6月30日)			
⑥ 設 立 年 月 日	大正7年2月22日			
⑦ 発 行 済 株 式 数	22,169,440株(平成23年6月30日)			
⑧ 決 算 期	3月			
⑨ 従 業 員 数	(連結)46名			
⑩ 主 要 取 引 先	一般法人			
⑪ 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、みずほコーポレート銀行			
⑫ 大株主及び持株比率	エスアイエツクス エスアイエス エルティーデー(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)5.56%、竹井博康3.95%、エルエムアイ株式会社3.48%(平成23年3月31日現在)			
⑬ 当事会社間の関係				
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。			
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。			
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、当社の事業拡大のための資本政策、成長戦略策定及び顧客・事業提携先の紹介等に関するアドバイザー業務を平成23年6月23日付で当社が発注し、割当予定先が受注した受発注関係(契約金額14百万円)があります。			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。			
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
連 結 純 資 産		2,338	2,511	2,637
連 結 総 資 産		3,004	3,936	3,179
1株当たり連結純資産(円)		10.43	11.56	118.34
連 結 売 上 高		2,302	2,864	4,351
連 結 営 業 利 益		△1,097	553	39
連 結 経 常 利 益		△1,087	579	8
連 結 当 期 純 利 益		△2,616	100	115
1株当たり連結当期純利益(円)		△12.45	0.47	5.24
1株当たり配当金(円)		—	—	—

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

※ なお、割当予定先は株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。同社が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」欄において「(7)当社は、「コンプライアンス行動規準」、「反社会勢力対応規程」に基づき、警察、顧問弁護士等との連携により、市民生活の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断する。」との記載があることを確認するとともに、同社から出資申入れがなされた後に実施した同社と反社会的勢力及び団

体との関係性を確定できる事実は確認されないという独立した第三者機関である株式会社 JP リサーチ&コンサルティング（東京都港区）による調査結果も参考にし、当該割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

（2）割当先を選定した理由

当社の企業価値を高め、既存株主からも歓迎され得る投資家を模索することとし、幹事証券をはじめとする証券会社等からの紹介などによる複数の企業と接触を重ねていたところ、これとは別に投資会社であるOakキャピタル株式会社より、新規顧客開拓のための営業活動の一環として、当社に対して、ダイレクトメールによる資金調達のご案内を平成22年8月にいただき、その後、当社の事業拡大のための資本政策、成長戦略策定及び顧客・事業提携先の紹介等に関するアドバイザー業務の案内と出資の申入れが平成22年11月にありました。当社はOakキャピタル株式会社及び証券会社等からの紹介先等を含む複数の候補先と度重なる協議を行い、その結果、Oakキャピタル株式会社の企画提案力や事業創出能力と当社が推進する事業の方向性が一致していることから、同社を割当先の有力候補として平成23年7月に選定いたしました。

Oakキャピタル株式会社は、東証二部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、幅広い企業ネットワークを持っております。国内外での投資実績は豊富であり、かつ、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資を積極的に行っております。同社はファイナンスの引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、クライアント企業の成長戦略の策定や営業支援などを行うアドバイザー業務や、リスク管理の総合サービスを行うリスクマネジメント事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。

Oakキャピタル株式会社は本年4月より新興市場のIT企業向けに「ビジネスモデルの創出」と「成長シナリオの戦略」を立案し、新たな収益部門の構築を支援する成長支援投資を開始しております。当社は同社と協業することにより、営業基盤を更に拡大させることが可能であると判断いたしました。また、当社に対して当社の事業拡大のための資本政策、成長戦略策定及び顧客・事業提携先の紹介等に関するアドバイザー業務を平成23年6月23日付で委託しました。

Oakキャピタル株式会社からは、同アドバイザー業務の中で、すでに成長戦略の策定や営業支援に関するノウハウ面での協力、及び顧客の紹介など、積極的な協力を得ております。この度のことによって、当社が持つ技術力や事業規模が更に拡大することが、結果として当社の企業価値向上に貢献するものと考えております。本新株予約権の割当てにより、当社の資金需要を充たすことが見込まれるとともに、同社を選定することにより事業展開に有利であると判断し、最終的に平成23年7月29日開催の当社取締役会において、同社を割当予定先として選定いたしました。

（3）割当先の保有方針

割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、本新株予約権及びその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨の確認書を受領しております。

（4）割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、本新株予約権に係る払込金額については、払込期日にその全額を払い込む旨及び必要となる資金も確保されている旨、並びに本新株予約権の行使価額についても、実際に行使する場合に必要な資金の手配について特に支障はない旨を示す確認書を受領しております。これに加えて、当社は、平成23年7月28日現在の同社の資金繰表の閲覧等により、同社が本新株予約権の発行価額の総額並びに本新株予約権の行使請求に関わる払込価額の総額以上の現預金を保有していることを確認し、また、払込期日である平成23年8月19日時点においても保有している見込みであることを確認しております。

これらの確認に基づき、当社においてはOakキャピタル株式会社の資金の確保について、特段

の問題はないものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約等

割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、当社普通株式について、いかなる者とも株券貸借に関する契約を締結しておらず、また、その予定もないとのことです。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (平成23年3月31日現在)		募集後 (新株予約権が全部行使された後)	
村田 利文	8.37%	村田 利文	7.88%
NTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合	6.22%	NTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合	5.86%
長屋 正宏	3.63%	Oakキャピタル株式会社	5.85%
小川 武重	2.21%	長屋 正宏	3.42%
株式会社SBI証券	1.73%	小川 武重	2.08%
大阪証券金融株式会社	1.27%	株式会社SBI証券	1.63%
寶門 行雄	1.08%	大阪証券金融株式会社	1.19%
株式会社長屋商会	0.99%	寶門 行雄	1.02%
マネックス証券株式会社	0.90%	株式会社長屋商会	0.93%
長谷川 聡	0.89%	マネックス証券株式会社	0.85%

(注) 1. 上記の割合は、少数点第3位以下を切り捨てて算出しております。

2. 募集後の大株主及び持株比率は、平成23年3月31日時点の株主名簿を基準としております。

3. 割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、本新株予約権及びその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨の確認書を受領しております。

8. 今後の見通し

現在のところ、平成23年5月13日に発表いたしました平成24年3月期の決算の業績見通しに変更はありません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行による資金調達は、希薄化率が6.2%であり25%未満であること、かつ支配株主の異動を伴うものではないことから、大阪証券取引所の定める「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」第2条に規定される経営者から一定程度の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手及び株主の意思確認は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (非連結)

(単位：百万円)

決算期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
売上高	764	651	783
営業利益	△ 203	△ 261	10
経常利益	△ 204	△ 261	11
当期純利益	△ 205	△ 291	8
1株当たり当期純利益 (円)	△ 2,369.99	△ 3,167.68	92.09
1株当たり配当金 (円)	—	—	—
1株当たり純資産 (円)	11,338.25	8,170.56	8,262.65

(注) △は損失を示しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	92,002株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	2,812株	3.06%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の株価の状況

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
始値	36,800円	39,550円	22,480円
高値	53,000円	42,500円	73,900円
安値	10,000円	16,450円	16,220円
終値	38,800円	22,480円	40,900円

② 最近6ヶ月間の状況

	平成23年1月	平成23年2月	平成23年3月	平成23年4月	平成23年5月	平成23年6月
始値	49,500円	73,200円	60,600円	42,000円	40,500円	37,000円
高値	72,000円	73,900円	60,700円	46,250円	43,000円	37,950円
安値	47,450円	56,400円	25,100円	35,800円	31,150円	31,550円
終値	64,700円	60,300円	40,900円	39,600円	37,350円	33,650円

③ 発行決議日の前営業日における株価

	平成23年7月28日現在
始値	35,200円
高値	38,350円
安値	35,200円
終値	36,100円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成21年2月20日
調達資金の額	99,129,000円(差引手取概算額 96,929,000円)
発行価額	1株につき17,300円
募集時点における発行済株式総数	86,272株
当該募集による発行株式数	5,730株
募集後における発行済株式数	92,002株
割当先	NTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合
発行時における当初の資金使途	「NGN用SIP-SDK」の開発資金並びに商用化のための資金に充当
発行時における支出予定時期	平成21年2月～平成24年3月
現時点における充当状況	平成21年5月提供開始のNGN対応SIP-SDK、「SUPREE Vision Premier」の開発資金、当該SDKを使用し平成21年11月より販売開始したNGN対応テレビ会議アプリケーション「HelloMeeting」及び平成23年5月より販売開始したNGN対応テレビ会議アプリケーション「HelloMeeting Pro」の開発資金、さらに「SUPREE Vision Premier」を拡張し平成22年5月より提供開始した「SUPREE Vision Premier Pro app-data edition」の開発資金等に充当してきております。

以上

(別紙1)

株式会社ソフトフロント
第4回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社ソフトフロント第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 3,351,920 円
3. 申込期間 平成 23 年 8 月 19 日
4. 割当日及び払込期日 平成 23 年 8 月 19 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をOakキャピタル株式会社に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式（社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある同法第 128 条第 1 項に定める振替株式となる。）とする。
 - (2) 本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、20 株（以下、「対象株式数」という。）とする。
本新株予約権の目的である株式の総数は 5,720 株とする。
ただし、本新株予約権の割当日後、第 10 項に従い行使価額の調整を行った場合、次の算式により対象株式数を調整する。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後対象株式数は、当該調整事由に係る第 10 項による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。

- (3) 上記(2)に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
7. 本新株予約権の総数 286 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 11,720 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権 1 個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた 1 円未満の端数は四捨五入するものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、43,300 円とする。ただし、第 10 項の規定に従って調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は四捨五入するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。

- (2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式もしくは取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の取得、転換又は行使による場合、及び合併、株式交換、株式移転又は会社分割に伴って交付される場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、当社普通株式の無償割当について株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

③取得条項付株式もしくは取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）調整後の行使価額は、発行される取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で取得、転換又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該承認があったときは、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って決定する数の当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

(4) 本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(5) ①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(3)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当

該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (6) 本項第(1)号及び第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成23年8月22日から平成25年8月21日までとする。ただし、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき11,720円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第19項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第19項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第20項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

19. 行使請求受付場所
当社 経営企画室
東京都港区赤坂四丁目2番19号
20. 払込取扱場所
株式会社北海道銀行 札幌駅前支店
21. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
 - ①交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - ②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - ④新株予約権を行使することのできる期間
第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第17項に準じて決定する。
 - ⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
第9項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - ⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件
第12項及び第13項に準じて決定する。
 - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
22. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。